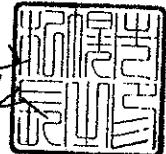


札幌市図書館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月10日

札幌市長

秋元亮太



札幌市条例第27号

札幌市図書館条例の一部を改正する条例

札幌市図書館条例（昭和25年条例第20号）の一部を次のように改正する。

(1) 第5条第1項中「ものは図書」を「者は、図書（次に掲げるものを除く。次項において同じ。）」に、「、閲覧する」を「閲覧する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 札幌市図書・情報館に所蔵する図書
- (2) こども本の森札幌・北大に所蔵する図書
- (3) その他教育委員会が別に定める図書

(2) 第5条第2項中「前項により」を「前項の規定により図書を館外に」に、「なそうとするとき」を「しようとする者」に、「うけなければ」を「受けなければ」に改める。

(3) 第12条中「について」を「の施行に関し」に、「事項は」を「事項は、」に改め、同条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

第11条 教育委員会は、図書館（こども本の森札幌・北大に限る。以下この条において同じ。）の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に図書館の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、第2条に規定する業務とする。

3 第1項の規定により指定管理者に図書館の管理を行わせる場合における第4条の規定の適用については、同条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(4) 別表札幌市新琴似図書館の項の次に次のように加える。

こども本の森札幌・北大	札幌市北区北8条西6丁目
-------------	--------------

附 則

- 1 この条例の施行期日は、教育委員会が定める。ただし、第5条第1項の改正規定（同項に各号を加える改正規定（同項第2号に係る部分に限る。）を除く。）、同条第2項の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 こども本の森札幌・北大に係る改正後の第11条第1項の指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。